

【F】令和7年度「重点種目支援事業」

実施要項

1 目的

国スポ上位入賞者（団体）を本県の『重点種目』と位置付け、重点的な強化を支援することにより、国スポ常時天皇杯8位以内入賞の土台をつくとともに、県内の全ての競技団体が切磋琢磨し、効果的な強化活動を支援し、もって本県競技力の向上に資する。

2 補助対象者

原則、直近国スポにおいて入賞した個人、団体及び監督・コーチ（県の強化指定認定者等）

3 補助対象事業

国民スポーツ大会常時8位以内入賞に向けた、練習会や強化合宿等。

4 指定期間

令和7年4月1日から令和8年3月末まで

5 補助額

事務局で精査のうえ、決定する。

☆交付額設定の改正について

改正後 ⇒ 直近の国スポ獲得点数を基に内示（第78回大会基準、冬季大会は79回大会基準）

改正前 ⇒ 前年国スポ3位入賞の個人及び団体を対象として内示

6 補助対象経費

謝金、旅費（交通費・宿泊費）、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。

7 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県スポーツ協会補助金交付要綱による。

8 留意事項

- (1) 該当競技団体が責任を持って主催すること。
- (2) 遠征合宿地は目的が十分に達成できる環境を有する場所とすること。
- (3) 個人が対象となる場合も、該当選手のみならず、競技団体の競技力を向上させる遠征合宿とすること。
- (4) 万が一の場合に備え、緊急時の連絡体制や医療機関の点検等、安全確保に万全を期すこと。また選手の健康上、日程に無理のない計画とすること。
- (5) 参加者の派遣依頼は、競技団体の長が行うこと。
- (6) 海外遠征を実施する場合は、事業実施2か月前までに様式17、様式17-1を提出し、事務局と協議すること。
- (7) 事業前に必ずスポーツ傷害保険に加入すること。
- (8) 申請書を事業開始1ヶ月前に提出すること。
- (9) 報告については、領収書の原本並びにスポーツ傷害保険証書（証書写しでも可）を提出すること。
- (10) 押印の取扱いについて、様式16「補助金交付申請書」は、「署名又は記名押印」、様式18-4「謝金領収書」、様式18-5「交通費支払調書」は、「署名又は押印」で事務処理し、様式18「補助金実績報告書」は、公印（押印）不要で事務処理すること。